

## アメリカ合衆国向け輸出エビ製品の取扱要綱

### 1 目的

この要綱は、アメリカ合衆国向け輸出エビ製品について、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和2年財務省・厚生労働省・農林水産省令第1号）第3条に基づき、ウミガメの保護において問題ないことの証明書（本要綱において「証明書」という。）の発行に関する手続を定めるものである。

### 2 定義

本要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 米国：アメリカ合衆国
- (2) 輸出者：米国向けにエビ製品を輸出しようとする者
- (3) 証明書発行機関：本要綱に基づき証明書を発行する機関
- (4) 加工流通課：水産庁漁政部加工流通課
- (5) 手続規程：農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程（令和2年4月1日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定）

### 3 証明書の発行対象

対象エビ製品は、次の（1）又は（2）により生産又は漁獲されたエビを原料とした製品であって、別表の米国関税番号に該当し、米国向けに輸出されるエビ製品とする（第三国を経由して間接輸出されるものを含む。）。

- (1) 養殖により日本国内で生産されたエビ（収穫される前日までに30日以上日本国内の養殖施設内で飼育されたものに限る。）
- (2) 北海道海面漁業調整規則（昭和39年11月12日付け北海道規則第132号）第5条に規定するえびかご漁業の許可であって、当該許可に付した操業区域の条件が次の北海道水産林務部通知における操業区域の範囲内であるものを受けた者（本要綱において「特定えびかご漁業許可者」という。）により漁獲されたホッコクアカエビ
  - ア 「えびかご漁業の許可等に関する取扱方針（日本海海域）」（平成28年12月16日付け北海道水産林務部通知）
  - イ 「えびかご漁業の許可等に関する取扱方針（後志振興局管内沖合海域）」（平成29年1月31日付け北海道水産林務部通知）

### 4 証明書発行機関

証明書発行機関は、加工流通課とする。

## 5 証明書の発行

### (1) 申請

輸出者は、輸出の荷物口ごとに、(2)に掲げる証明書の発行申請に要する添付書類を添付して、一元的な輸出証明書発給システムにより申請を行い、同システムにより証明書の発行手数料を納付するものとする。なお、輸出者から委任を受けた者が代理申請を行う場合は、手続規程の別紙ZZ-01の3に規定する様式2の委任状を農林水産省輸出・国際局輸出支援課長宛てに書面又は電子メールで提出し、委託元の事業者との紐づけの登録を行うこと。

ただし、書面又は電子メールによる申請を行わざるを得ない場合にあっては、手続規程第1の1の(2)に基づき別紙様式1の発行申請書に収入印紙を貼付したもの及び別紙様式2の証明書案に(2)に掲げる証明書の発行申請に要する添付書類を添付し、証明書発行機関に申請するものとする。なお、輸出者から委任を受けた者が代理申請を行う場合は、一元的な輸出証明書発給システムで紐づけ登録が完了している者にあっては農林水産省輸出・国際局輸出支援課長宛てに提出した委任状の写しを、一元的な輸出証明書発給システムで紐づけ登録をしていない者にあっては別紙様式3を、それぞれ加工流通課宛てに書面又は電子メールで提出すること。

### (2) 証明書の発行申請に要する添付書類

輸出者は、以下の書類を添付して証明書発行機関に対して証明書の発行を申請するものとする。なお、代理申請を行う場合には、アからウまでの場合に係る書類のほか、(1)に掲げる委任状の写しを添付すること。

ア 3の(1)に該当するエビを原料とした製品を輸出しようとする場合

(ア) インボイス(輸出するエビ製品についての数量、形態、出発日、出発地、到着(仕向先)地及び輸出先が確認できるものに限る。)

(イ) 養殖者(エビを収穫した生産者)から輸出者に至るまでの間の全ての取引に係る売買関係書類の写し(売り手及び買い手双方の名称、売買を行った年月日並びに売買に係る数量及び品目が確認できる書類をいう。)

イ 3の(2)に該当するホッコクアカエビであり、かつ、特定えびかご漁業許可者が所属する漁業協同組合(本要綱において「所属漁協」という。)に出荷されたホッコクアカエビを原料とした製品を輸出しようとする場合

(ア) インボイス(輸出するエビ製品についての数量、形態、出発日、出発地、到着(仕向先)地及び輸出先が確認できるものに限る。)

(イ) 所属漁協が発行する販売伝票(特定えびかご漁業許可者により漁獲されたホッコクアカエビであることが分かる販売伝票とする。)の写し又は以下の内容が記載された販売証明書

- a 所属漁協の名称、所在地及び組合長名
- b 発行日

- c 販売先の名称
- d 販売したホッコクアカエビの販売日及び販売数量
- e dが特定えびかご漁業許可者により漁獲されたホッコクアカエビである旨

(ウ) 所属漁協の出荷先から輸出者に至るまでの間の全ての取引に係る売買関係書類の写し

ウ 3の(2)に該当するホッコクアカエビであり、かつ、所属漁協に出荷されていないホッコクアカエビを原料とした製品を輸出しようとする場合

(ア) インボイス(輸出するエビ製品についての数量、形態、出発日、出発地、到着(仕向先)地及び輸出先が確認できるものに限る。)

(イ) 特定えびかご漁業許可者の漁業許可証の写し

(ウ) 特定えびかご漁業許可者から輸出者に至るまでの間の全ての取引に係る売買関係書類の写し

### (3) 申請の期限

冷凍品については証明書の交付を希望する日の5開庁日前までに、生鮮品については原則前日までに、それぞれ申請すること。ただし、やむを得ない場合は、事前に証明書発行機関と協議の上申請すること。

### (4) 証明書の発行要件

申請を受理した証明書発行機関は、遅滞なく、以下の要件全てに適合することを審査し、適合する場合において証明書を発行する。なお、申請内容の確認等に当たり、輸出者に対し、必要と判断される追加資料の提出を求めることができる。また、必要に応じ、貨物の状態を確認することができる。

ア 3の(1)又は(2)に該当するエビを原料とした製品であることが確認できること。

イ 申請書の記載事項に不備がなく、必要書類が添付されており、かつ、その記載内容が適正であること。なお、申請に不備が認められたときには、速やかに申請者に対して相当の期間を定めて申請内容等の補正を求めることとする。

### (5) 証明書の発行取消し

予定していた輸出が中止になる等により証明書が不要となった場合には、輸出者は、一元的な輸出証明書発給システムにより当該申請の取消しの申請をすること。

ただし、一元的な輸出証明書発給システム以外の方法で申請した場合においては、別紙様式4により、取消願を当該証明書の証明書発行機関に速やかに提出すること。

### (6) 証明書発行の停止

証明書発行機関は、次のいずれかの場合に該当するときは、当該輸出者に対する証明書の発行を停止することができる。

ア 提出書類の記載内容が虚偽若しくは不実であると認められる場合又はその疑いがある場合

イ 過去に交付を受けた証明書の不正使用が判明している輸出者又は当該証明書の

申請に係るエビ製品の取引に関与した者からの申請であって、当該輸出者に証明書を交付した際に証明書の適正使用が確保されないと判断される場合  
ウ その他相当の理由があると認められる場合

## 6 受付時間等

- (1) 加工流通課に書面により申請するときは、以下の住所の窓口において行うものとし、その受付日及び時間は、毎週月曜日から金曜日までの10時から12時までとする。ただし、行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項第2号及び第3号に掲げる日）を除くものとする。

〒100-8907 東京都千代田区霞ヶ関1-2-1  
水産庁漁政部加工流通課 水産物貿易対策室  
TEL 03-3501-1961

電子メールにより提出するときは、以下のメールアドレスに申請するものとする。

E-mail:export-certificate@maff.go.jp

- (2) 郵送による証明書の原本の受取を希望する場合には、切手を貼付し、受取人の名前、住所その他の必要事項を記入済みの追跡可能な返信用封筒等を事前に証明書発行機関まで送付すること。
- (3) 証明書発行機関は、証明書の発行に当たって必要があると認めるときは、都道府県に対し、当該都道府県の所管漁業に係る情報提供等を求めることができる。

### (別表) アメリカ合衆国関税番号

0306.16	冷凍したもの（コールドウォーターシュリンプ及びコールドウォータープローン（クランゴン・クランゴン及びパンダルス属のもの））
0306.17	冷凍したもの（その他のシュリンプ及びプローン）
0306.35	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの（コールドウォーターシュリンプ及びコールドウォータープローン（クランゴン・クランゴン及びパンダルス属のもの））
0306.36	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの（その他のシュリンプ及びプローン）
0306.95	冷凍したもの、生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの以外（その他のシュリンプ及びプローン）
1605.21	調製品（シュリンプ及びプローン（気密容器入りでないもの））
1605.29.10	調製品（シュリンプ及びプローン（気密容器入りのもの））

**附 則**（令和7年4月1日付け6水漁第1925号）  
この通知は、令和7年4月1日から施行する。